平成２３年（フ）第１８３２８号
千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷４丁目３―37　ハッピーバード２―203、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目６―44　ペアーブラッサムＯ―101
破産者　中山　隆久
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３号
東京都江戸川区一之江町3013―７
破産者　和田　　聡
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１７号
千葉県茂原市長尾944―１
破産者　吉野　勝美
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２２号
東京都豊島区巣鴨５丁目41番16号
破産者　株式会社新生産業
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８３号
東京都東大和市向原６丁目1242―１―401
破産者　西川　忠和
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８号
東京都北区東十条３丁目15番12号
破産者　株式会社フジタカ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４５４号
東京都新宿区西新宿７丁目12―３―302
破産者　佐々木義信
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２６号
群馬県桐生市西久方町１丁目７―９
破産者　前原智恵子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２７号
富山県富山市八尾町中神通265―３、開始決定時の住所埼玉県和光市白子３丁目12―５―607　クリオ西高島平弐番館
破産者　前原　誉央
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３４号
千葉県八千代市八千代台南３丁目25―41―104、開始決定時の住所千葉県佐倉市西志津７丁目１―１　ウッドパーク志津Ｃ―204
破産者　坂本　哲也
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６８号
東京都板橋区徳丸７丁目13―８―201
破産者　清水川　徳
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９２３号
千葉県千葉市稲毛区園生町1006番地の２
破産者　有限会社ケーダブリュアルカディア
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２２号
東京都品川区八潮５丁目10番51―205号
破産者　株式会社山神工務店
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２３号
東京都品川区八潮５丁目10―51―205
破産者　山神　健一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５６０号
埼玉県越谷市北越谷３丁目22―２―202、開始決定時の住所東京都町田市鶴間318―１―314
破産者　笹原　　武
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２７号
東京都江東区有明１丁目３―14―2407
破産者　増田　洋三
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２８号
東京都江東区有明１丁目３―14―2407
破産者　増田　正美
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２７号
千葉県柏市豊平町１―５―15―101
破産者　根本　昌実
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４４４号
東京都江戸川区東小岩５丁目10―４―202
破産者　古田千代晴
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０８号
東京都北区東十条１丁目16―１―201
破産者　星名　隆司
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８０４号
東京都新宿区西落合３丁目13―17
破産者　冨張　　隆
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６００５号
埼玉県さいたま市中央区上峰１丁目５―22―208
破産者　松木　雄司
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部